許可事由一覧表

	刊争田一見衣	∴t₂ → ++ >/t/4	=£ → 110 pp	V T THE
<u> </u>	許可事由	許可基準	許可期限	必要書類
1	転居	学年途中で転居し、元の学校に引き続き通う	当該学校卒業	
		場合で、通学に支障がないとき(事前に学校長		校区外学校就学承
		の承諾を得ること)	る期間	諾書
2	転居予定	1年以内に転居が確実な児童生徒が、あらか	転居の日まで	
		じめ転居予定地の指定学校へ就学する場合で、	(学年をまた	
		通学に支障がないとき	ぐ場合は更新	
			手続きを要す	確認できるもの)
			る)	
3	住民票と居住地の不		事由解消まで	民生委員児童委員
	一致	ず、居住地の指定学校に就学する場合	ただし、年度毎	
			に更新手続き	認書
			を要する。	
4	身体的理由	障がい、病気等により指定学校への就学が困		医師の診断書(申
		難であると認められる場合	までの希望す	
			る期間	内容記載のあるも
				の)
		指定校に特別支援学級がなく、特別支援学級		不要
		のある近隣の学校に入級する場合	までの希望す	
			る期間	
	HI HI CO. I. S. I.	院内学級に入級する場合	必要な期間	不要
5	昼間留守家庭	共働き等により、児童の帰宅時に保護監督者		勤務状況等確認書
	(小学生のみ対象)	が不在であるため、児童の預かり先のある地区	までの希望す	1
		の指定学校に就学する場合。	る期間	元引受承諾書が必
			712 34 WE LL A MIC	要な場合あり)
		指定学校に放課後児童クラブがない場合で、	当該学校卒業	不要
		近隣の放課後児童クラブがある学校へ就学する	までの希望す	
C	UNANTAL の可序	場合	る期間	ま 見 よ ヵ 占 氷 人
6	地域活動への配慮	所属する自治会、子ども会の属する地区の指		所属する自治会
		定学校へ就学する場合	まじの布室9	長、子ども会長の在会証明
7	兄弟姉妹への配慮	 兄弟姉妹が指定校以外の学校に就学してお		
'	元弟姉妹への配慮 (他の許可事由に該	元弟姉妹が指定仪以外の子仪に就子してお り、同じ学校へ就学する場合(兄弟姉妹が当該		小安
	当しない場合)	学校に在学中であること)	る期間	
	(「校区外からの募		(2) 2 <u>3</u> 11日]	
	集により白鷺小中学			
	校に就学している児			
	童生徒の兄弟姉妹」			
	を除く)			
	校区外からの募集に			
		学している児童生徒の弟妹で、白鷺小中学校に		
	就学している児童生			
	徒の兄弟姉妹	中学校長の承認を得た場合		
	F = - 2 = 2117" F // 11	(兄姉が白鷺小中学校に在学中であること。)		
		(校区外許可基準の適用にあたって、この許可		
		事由により入学した者は校区外からの募集に		
		より就学している者とみなす。)		
	上記以外で特に教育			
		学中の学校と同一中学校ブロック内で教育委		
	慮が必要な場合	員会が指示する学校へ就学する場合。		
			i	i i

	許可事由	許可基準	許可期限	必要書類
8	小学校(義務教育学	指定学校以外の小学校を卒業した者が、その	当該中学校卒	不要
	校の前期課程を含	小学校を学区にもつ中学校へ進学することが	業までの希望	
	む。以下この表にお	適当であると判断される場合	する期間	
	いて同じ。) から中学			
	校(義務教育学校の			
	後期課程を含む。以			
	下この表において同			
	じ。) へ			
9	教育的配慮	不登校・いじめ等真にやむを得ない理由があ	当該学校卒業	学校長の副申書等
		り、教育的配慮が必要な場合	までの希望す	
			る期間	
10	就学変更区域	教育委員会が定めた就学変更区域に該当す	当該学校卒業	不要
		る場合	までの希望す	
			る期間	
11	小規模特認校への就	姫路市立小学校小規模特認校実施要領第4	当該学校卒業	学校長(小規模特
	学を希望する場合	項に規定する就学の条件に該当する場合	までの期間	認校)の副申書
12	その他	上記の基準以外で、指定学校を変更すること	必要な期間	教育委員会が指定
		が適当であると教育委員会が特に認めたとき		する書類

- 1 教育委員会は、必要がある場合は、表記載の必要書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 2 教育委員会の許可後、申請内容が虚偽であることが判明した場合は、許可を取り消すものとする。
- 3 許可期限に係る当該学校卒業までの規定は、義務教育学校の児童にあっては前期課程の修了までとする。